

令和2年度申告所得税等の申告・納付期限の延長について

国税庁では、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の延長を踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第2項に基づき、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限を令和3年4月15日（木）まで延長する措置を講じました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税に係る振替日についても、申告所得税は令和3年5月31日（月）、消費税は令和3年5月24日（月）に延長されています。

なお、申告・納付期限の延長に当たっては、特別な手続は必要ありません。

また、事業税・住民税については、各都道府県・各市区町村にお問い合わせください。

詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/data/030202kigenencho.pdf>

法人税、相続税等については、上記の一律延長の対象にはなっていませんが、個別に延長が認められます。平常時よりも柔軟な対応となっていますので、気になることがございましたら、当事務所までご相談下さい。

酒井啓司税理士事務所の方針について

申告所得税等の申告・納付期限は上記の通り延長となっておりますが、当事務所の申告所得税等の業務は、原則として3月15日(月)を期限として進めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナに感染する等により、上記期限に申告・納付することが困難となった場合は、国税庁の措置により柔軟に対応します。